

## ■用語集

ア行	
依存財源	国や県から交付される財源。 具体的には、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金・都支出金・地方債など。
力行	
合併特例債	合併後の市町村が新市建設計画に基づいて行うまちづくりのための建設事業及び旧市町村単位の地域振興や住民の一体感醸成のために行う基金造成に要する経費について、合併年度及びこれに続く15年度に限り市債を充当（借入）できるもの（佐世保・吉井・世知原・宇久・小佐々との合併に限る）。事業費の95%まで充当（借入）でき、その返済にあたる元利償還金の70%は後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される。
元利償還金	借りたお金（元金）と、それに対する利子を支払う金額のこと。
企業会計	地方公営企業法の全部又は一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。
基準財政需要額算入見込額	地方債の償還等に要する経費として、公債費または事業費補正もしくは密度補正により後年度において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として、総務大臣の定めるところにより算定した額。
義務的経費	公債費、扶助費、人件費を合わせた経費。
行政財産	市が行政サービスを行うことを目的として保有している財産（土地・建物）。
減価償却相当額	企業会計で用いられ、使用や時の経過による建物等の価値減少分を「コスト」として計上する手法で、一般的な公会計（現金主義会計）では用いない手法。本白書では、価値減少分をコストとしてみなすことにより、計画的な施設整備につながるため、トータルコストとして仮定している。
公債費	地方債の償還にかかる経費
国庫支出金	市が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業等に対して、国が負担すべきものの総称。負担金・補助金などがある。
コホート変化率法	コホート（cohort）とは、共通した因子を持ち、観察対象となる集団のこと。人口学においては同年（または同期間）に出生した集団を意味する。コホート変化率とは、各コホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。
サ行	
財政指標	自治体の財政状況を分析するためさまざまな分析指標があり、総称して「財政指標」といいます。

<b>自主財源</b>	地方公共団体が自主的に収入することができる財源。 具体的には、市税・使用料・手数料・財産収入など。
<b>実質赤字比率</b>	地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。
<b>実質公債比率</b>	地方公共団体における公債費またはこれに準じる経費にかかる財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの。
<b>指定管理者制度</b>	従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。 市ではスポーツ施設、観光施設等の運営に導入している。
<b>事務事業</b>	市が施策目的を実現するための日々の業務。
<b>充当可能基金</b>	地方債の償還額等に充当可能な基金
<b>将来負担比率</b>	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。
<b>生産年齢人口</b>	15歳～64歳までの人口のこと。労働することが可能で納税の対象人口。
<b>夕行</b> <b>大規模改修</b>	経年劣化に伴う修繕と建築当初の機能・性能を上回る機能向上を伴う改修工事。
<b>耐震基準</b>	建物等の構造物が最低限度の耐震能力を示す基準。 現行の耐震基準（新耐震基準）は1981年に改正された基準。
<b>建物総合評価</b>	建物の物理的状況（建物の安全性、維持管理にかかる費用の効率）を容易に判断し、施設整備の優先度を把握するための手法。 建物の老朽化状況、法改正や時代のニーズの変化に対応するための改善状況、維持管理に必要な経常的経費（光熱水費等）の状況を把握する。
<b>投資的経費</b>	その支出の効果が資本の形成のためのものであり、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費など。
<b>地方交付税</b>	全国一律の行政サービスが受けられるように、国税の一部を財源として国が一定基準により市町村に交付するもの。
<b>特例市</b>	政令で指定する人口20万人以上の都市。環境行政や都市計画に関する事務など、中核市に委譲される事務のうち、都道府県が一体的に処理することが効率的なものなどを除いて、独自に行うことができる。

ナ行		
年少人口	0歳から15歳までの人口のこと。新生児から中学生まで。	
ハ行		
バリアフリー	高齢者や障がい者を含め、誰でも利用できるように障害を除く施策。 建物のバリアフリー対応として、多目的トイレの設置や車椅子エレベータの設置、道路から入口までのスロープの設置等がある。	
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの。 $\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$	
ファシリティマネジメント	企業・団体などの全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動で、組織体が保有し、あるいは使用するすべての業務用施設設備を対象として、その有り方を最適に保つことを目的として、総合的、長期的視野に立ち、多面的な知識・技術を活用して行う計画、管理活動。	
扶助費	社会保障制度の一環として、現金や物品などで支給される費用。 生活保護法・児童福祉法などの法令に基づくもののほか、乳幼児医療の公費負担など市の施策として行うものも含まれる。	
普通会計	自治体間の財政状況を比較・分析できるようにするために総務省が定める基準を用いて作成される会計。	
普通交付税	地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。	
普通財産	行政財産以外の財産。 特定の行政サービスを行っていない土地・建物。	
プライマリーバランス	基礎的財政収支のことで、市債などの借金を除いた歳入と、過去の借金の元利払いを除いた歳出の差。財政の健全性を表す指標。	
ラ行		
臨時財政対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。	

連結実質赤字比率	地方公共団体全体としての赤字の度合いを指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。
老齢人口	65歳以上の人口のこと。

## 佐世保市施設白書

編集・発行：佐世保市財務部 財産管理課  
〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号  
電話 0956-24-1111（代表）  
制作：(株)ファインコラボレート研究所